

公益社団法人 化学工学会
システム・情報・シミュレーション部会 部会賞規程

平成 21 年 11 月 1 日 施行
平成 22 年 11 月 1 日 改定
平成 23 年 4 月 21 日 改定
平成 24 年 3 月 13 日 改定
平成 24 年 11 月 6 日 改定
平成 25 年 9 月 27 日 改定
平成 26 年 5 月 19 日 改定
平成 27 年 3 月 30 日 改定
平成 27 年 9 月 14 日 改定
2022 年 4 月 27 日 施行

(部会賞の設置)

第 1 条 公益社団法人 化学工学会 システム・情報・シミュレーション部会 (以下「部会」という) に部会賞を設ける。

(部会賞の目的)

第 2 条 部会賞は、化学工学に関わる活動を通じ、システム・情報・シミュレーションの分野で顕著な業績を上げ、優れた研究発表を行った者に対し授与し、もって当該分野の活性化をはかることを目的とする。

(部会賞の種類)

第 3 条 部会賞はシステム・情報・シミュレーションの分野における講演を対象とする賞であり、その内容により、次の 3 賞とする。なお、同一講演が同一大会において受審できる賞は最大 1 つとする。同一登壇者の同一大会における受審件数は最大 1 件とする。ただし、連名者はこの限りではない。なお、連名者とは登壇者以外の発表者とする。

1. 部会特別賞

年会または秋季大会の審査対象セッションにおいて、システム・情報・シミュレーションの分野の今後の進歩・発展に大きな寄与が期待される展望講演・招待講演・依頼講演等を行った登壇者に対して贈呈する。一般講演および受賞記念講演での登壇者は対象としない。

2. 部会技術賞

年会または秋季大会の審査対象セッションにおいて、科学技術および産業の分野における発展に寄与するところが大きく、かつ科学技術の優れた産業応用に関する一般講演の中から、表彰に値する講演に対して、該当講演の講演申込時の発表者全員に贈呈する。年会で 1 件、秋季大会で 2 件を目処とするが、年会において表彰に値する講演が複数ある場合はこの限りではない。

3. 部会研究奨励賞

年会または秋季大会の審査対象セッションにおいて、科学技術および産業の分野の今後の発展に大きく寄与すると期待され、表彰に値する口頭発表を行った一般講演の若手登壇者個人に贈呈する。大会ごとに1件を目処とするが、表彰に値する講演が複数ある場合はこの限りではない。

(審査対象セッション)

第4条 年会においては部会が関連するセッション・シンポジウムなどを審査対象セッションとする。秋季大会においては部会が関連するセッション・シンポジウムなどのうち、当該セッション・シンポジウムなどを審査対象セッションとするか否かはそのオーガナイザが決める。他の部会・分科会との共催のセッション・シンポジウムなどを審査対象セッションとする際は、部会のオーガナイザが共催する部会・分科会の了解を得た後に、部会幹事会の承認を得る。

(部会技術賞推薦者)

第5条 次の事項を満たす者は、部会技術賞推薦者として年会または秋季大会において、各最大1件の部会技術賞受審対象者を推薦することができる。

- (1) 年会においては分科会長であること。秋季大会においてはオーガナイザであること。ただし、オーガナイザが推薦できる受審対象者は、自らがオーガナイザとして登録されている審査対象セッション内の講演に限定する。なお、各審査対象セッションにおいて、オーガナイザが複数名いる場合は、各オーガナイザは個別に最大1件の部会技術賞受審対象者を推薦できる。
- (2) 部会長でないこと。ただし、分科会長が部会長を兼任する場合は、当該分科会長は年会における部会技術賞推薦者としての権利を継承する者を分科会幹事の中から1名指名することができる。

(部会特別賞推薦者)

第6条 部会長、分科会長もしくはオーガナイザは、年会または秋季大会において各最大1件の講演に対して部会特別賞受審対象者を推薦することができる。ただし自薦となる場合を除く。また、オーガナイザが推薦できる受審対象者は、自らがオーガナイザとして登録されている審査対象セッション内の講演に限定する。なお、各審査対象セッションにおいて、オーガナイザが複数名いる場合は、各オーガナイザは個別に最大1件の部会特別賞受審対象者を推薦できる。

(受審対象者)

第7条 (1) 部会研究奨励賞受賞の有資格者は、登壇時に化学工学会会員またはSIS部会員で、審査対象の口頭発表が行われる年会または秋季大会の属する事業年度(3月1日から翌年2月末日)の4月1日現在において満42歳以下の者とする。ただし、過去に部会研究奨励賞を受賞した者は有資格者としなない。有資格者のうち、受審に対して了解し、指定された期日までに部会研究奨励賞の対象者としての審査を申請した者を受審対象者とする。

- (2) 部会技術賞受賞の有資格者は、登壇時に化学工学会会員または化学工学会法人会員企業所属の研究者や技術者とする。ただし、連名者はその限りではない。有資格者のうち、受審に対して了解し、指定された期日までに部会技術賞の対象者としての審査を申請した場合も、部会技術賞推薦者から推薦された場合も、発表者全員を受審対象者とする。
- (3) 審査対象セッションを第1志望としていない者、もしくは、審査対象セッションにプログラムされなかった者は部会研究奨励賞および部会技術賞の受審対象外とする。
- (4) 部会特別賞の受審対象者は、本規程第6条によって推薦を受けた者とする。部会特別賞の受審対象者については、受審に対して事前の了解を得ないものとし、受賞決定後に授賞の可否を問合せするものとする。

(受賞候補者と受賞者)

第8条 部会技術賞および部会研究奨励賞においては、審査委員会は審査基準に基づき受審対象者の中から受賞候補者を選考し、推薦理由を付して部会長に答申する。部会特別賞においては、評価結果の集計および受賞候補者の決定は審査委員長および部会賞担当幹事が審査基準に基づき行い、部会長に答申する。ただし、審査委員長および部会賞担当幹事のうち、部会特別賞の受審対象者はこの任から外れることとする。部会長は答申に基づき、受賞候補者の中から部会幹事会の議（電子メールなどによる会議も認める）を経て受賞者を決定する。審査基準については、部会幹事会において別途定める。

(審査委員会)

第9条 審査委員会は大会ごとに部会賞担当幹事全員、および、各分科会から1名ずつの推薦者により組織し、審査委員長は部会賞担当幹事から選任する。ただし、部会長は審査委員になることはできない。また、審査委員会が発足するまでは、部会賞担当幹事が審査委員会を行うべき業務を代行する。

審査委員会は次の事項を行なう。

- 1) 部会賞の受審希望申請および推薦を受け付ける。
- 2) 評価項目を定め、部会幹事会に報告後、部会技術賞および部会研究奨励賞の評価項目については部会ホームページ等で告知する。
- 3) 評価者を選定し、依頼する。
- 4) 部会技術賞および部会研究奨励賞について、評価者による評価結果をもとに審査を行う。ただし、審査委員および部会技術賞推薦者の関与する口頭発表を受賞候補とするか否かを審議する必要がある場合、該当の審査委員は、その審議と決議の1票を棄権することとする。
- 5) 審査結果にもとづく受賞候補者および推薦理由を部会長に答申する。
- 6) 受賞者決定の後、評価者名を部会幹事会に報告する。

(評価者)

第10条 評価者は受審対象者の口頭発表を評価する。

- 1) 審査委員は評価者を兼ねることが出来る。

- 2) 部会技術賞受審対象である発表者および部会技術賞推薦者は、いずれの部会技術賞受審口頭発表に対しても評価者にはなれない。
- 3) 部会研究奨励賞受審対象である登壇者は、いずれの部会研究奨励賞受審口頭発表に対しても評価者にはなれない。部会研究奨励賞受審対象である登壇者以外の発表者は自らが関与する口頭発表以外の評価者になってもよい。
- 4) 部会特別賞の評価者は SIS 部会が対象とする分野における有識者とする。部会賞担当幹事が評価者候補を選定し、その中から部会長および副部会長の合議により評価者を決定する。ただし、部会特別賞受審対象である発表者および部会特別賞推薦者は、いずれの部会特別賞受審口頭発表に対しても評価者にはなれない。

(発表および表彰)

第 1 1 条 受賞者の発表は、部会ホームページおよび部会員向けメーリングリスト等を用いて行う。表彰は、部会長名で行う。部会研究奨励賞および部会特別賞の受賞者には、賞状と副賞を贈呈する。部会技術賞の受賞者には、各人に賞状と、受賞者全員で 1 件の副賞を贈呈する。

(経費)

第 1 2 条 部会賞にかかわる一切の諸経費は、部会において負担する。

(規程の改廃)

第 1 3 条 本規程の改廃は、部会幹事会の議を経なければならない。

(大会の中止)

第 1 4 条 年会または秋季大会が中止となった場合には、部会賞の審査は行わない。その他、不測の事態が発生した場合は、部会幹事会において対応を決める。

附則 本規程は、2022 年 4 月 27 日より施行し、平成 27 年 9 月 14 日以前施行の旧規定は廃止する。